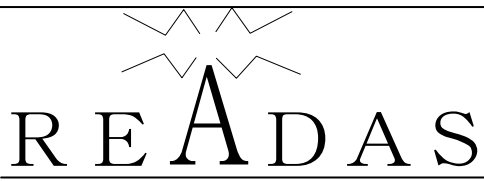


第 4971 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 4月25日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 固定資産を譲渡担保に提供したとき

Q：当社は、取引先からの融資の担保として、当社の土地建物を借入金の完済後に買い戻す条件で取引先に譲渡しました。この場合の取扱いは、どうなりますか？

A：いわゆる譲渡担保である場合は、譲渡はなかったものとして経理することが認められます。

【解説】

譲渡担保とは、担保の目的物の所有権を債権者に譲渡する物的担保のことをいい、目的物の占有を債権者に移転する場合と債務者が貸借契約により目的物を引き続き占有し使用する場合があります。後者の場合は、経済的実質において通常の担保権と何ら変わりがないことから、税務では会社が債務の弁済の担保としてその固定資産を譲渡した場合において、その契約書に次のすべての事項が明らかにされており、自己の固定資産として経理しているときは、譲渡はなかったものとして取り扱われこととされています。

①その担保に係る固定資産を会社が今までどおり使用収益すること

②通常支払うと認められる債務に係る利子又はこれに相当する使用料の支払いに関する定めがあること

ただし、契約後において、その要件のいずれかが満たされなくなった場合や債務不履行のためその弁済に充てられたときは、その事実が生じたときにおいて譲渡があったものとして取り扱われることとなっています。

